| | | |
|---|---|---|
| | 木質系セメント板 | 【判断の基準】<br>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等（木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。）。<br>②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。<br>③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。<br><br>【配慮事項】<br>①原料の原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の再生資源である原木は除く。<br>②木質系材料にあっては、再生資源及び間伐材の利用割合が可能な限り高いものであること。 |

備考）１　ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460 による。

２　パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成 18 年２月）」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。

３　木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあっては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあっては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。

４　「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908 及び A 5905 で規定される F☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。

| | | |
|---|---|---|
| 木材・プラスチック複合材製品 | 木材・プラスチック再生複合材製品 | 【判断の基準】<br>①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上（複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計）使用されていること。<br>②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。<br>③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。<br>④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。<br><br>【配慮事項】<br>○撤去後に回収して再生利用するシステムがあること。 |

備考）１　本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。

２　判断の基準①②及び③については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。

３　判断の基準①③及び④については、JIS A 5741 で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2 リサイクル材料等の含有率区分 R60,R70,R80 及び R90 は本基準を満たす。

| | | |
|---|---|---|
| ビニル系床材 | ビニル系床材 | 【判断の基準】<br>○再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。<br><br>【配慮事項】<br>○工事施工時に発生する端材の回収、再生利用システムについて配慮されていること。 |

備考）JIS A 5705（ビニル系床材）に規定されるビニル系床材の種類で記号 KS に該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 断熱材 | 断熱材 | 【判断の基準】<br>○建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであって、次の要件を満たすものとする。<br>①フロン類が使用されていないこと。<br>②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること。<br><br>【配慮事項】<br>○押出法ポリスチレンフォーム断熱材、グラスウール断熱材、ロックウール断熱材、硬質ウレタンフォーム断熱材２種及び硬質ウレタンフォーム断熱材３種については、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。 |

備考）１　「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第２条第１項に定める物質をいう。

２　「熱損失防止性能」の定義及び測定方法は、「断熱材の性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等」（平成 25 年経済産業省告示第 270 号）による。

３　「硬質ウレタンフォーム断熱材２種」、「硬質ウレタンフォーム断熱材３種」とは、それぞれ JIS A 9521 に規定する硬質ウレタンフォーム断熱材の種類が２種のもの、３種のものをいう。

| | | |
|---|---|---|
| 照明機器 | 照明制御システム | 【判断の基準】<br>○連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光（昼光）利用制御の機能を有していること。 |